

景観配慮協議結果通知書

鎌 都 景 第 206 号
令和4年（2022年）4月27日

千葉 功太郎 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 3-34 号	
土地利用類型 の 名 称	緑地	
景 観 地 区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外	
行 為 の 場 所 (地 名 地 番)	鎌倉市極楽寺四丁目836番1、4、5、6、7、8、9、10	
行 為 の 種 類	建 築 物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外	
協 議 事 項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の緑を構成する骨格的な尾根線から派生する緑地である。 ・緑は、まちのイメージや魅力を高め、ひいては人々を呼び込む要因となっており、都市の活性化へ繋がる付加価値の高い存在であり、保全を図る必要がある。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物を道路から奥まった位置に配置し、通り景観への圧迫感を軽減している。 ・建築物の屋根及び外壁は基準内の色彩となっている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>	
備 考		